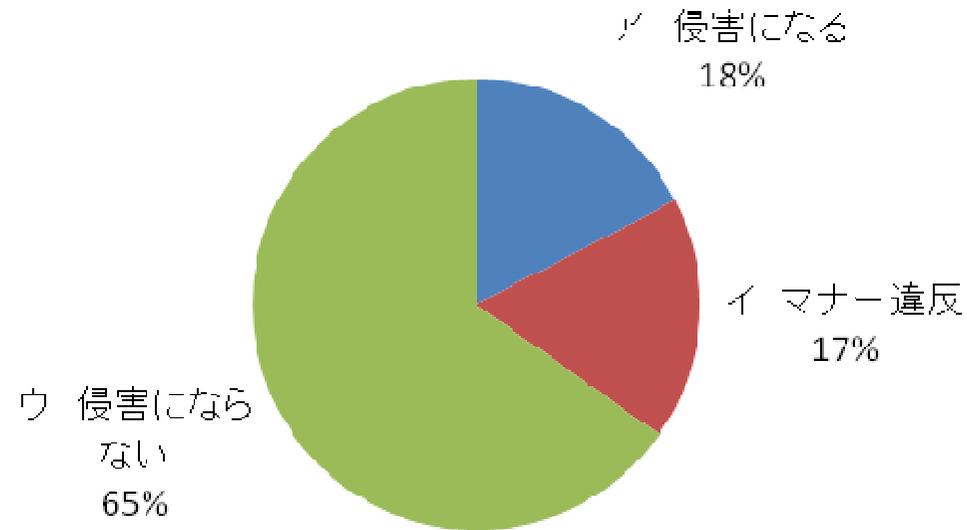


著作権を学ぶ

協調学習により著作権学習

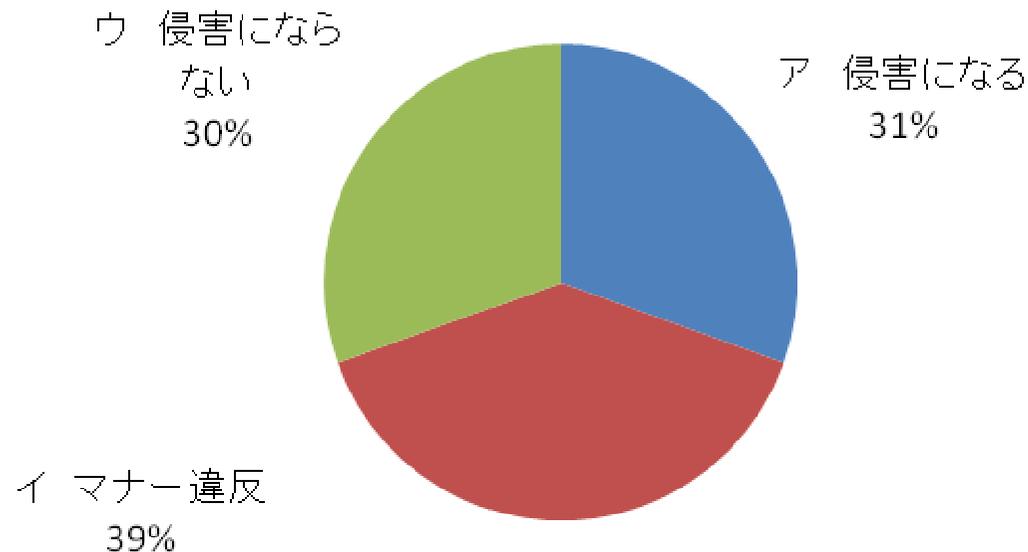
アンケート結果 著作権に関する意識調査

導入時 (1)ファイル共有ソフトをインストールして使用した。



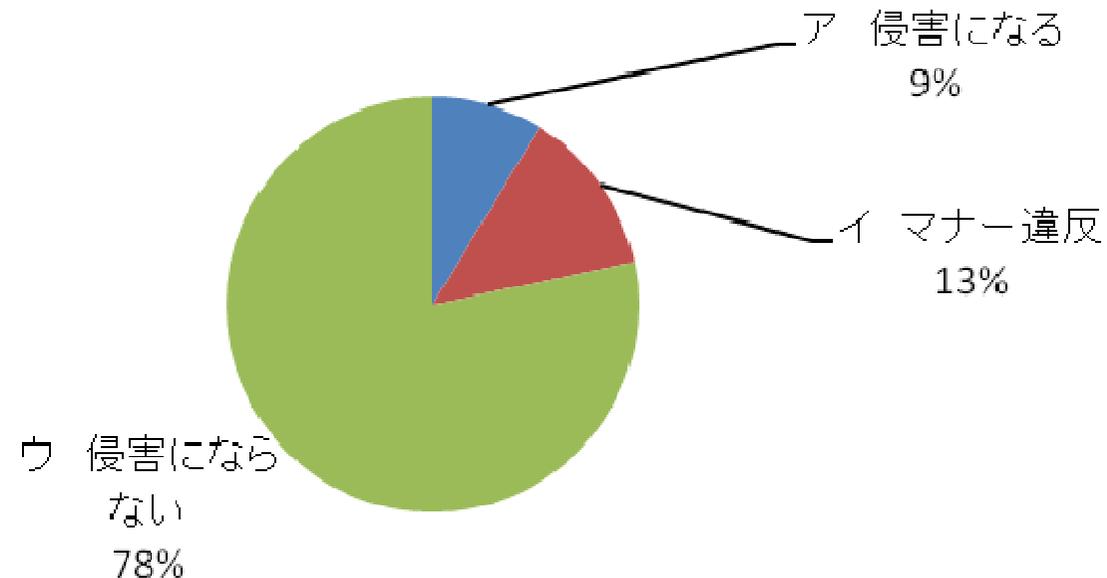
アンケート結果 著作権に関する意識調査

導入時 (8)「タウンページ」をコピーしてHPに掲載した。



アンケート結果 著作権に関する意識調査

導入時（23）最新ヒット曲をアレンジしてバンドで学校のステージで発表した。



著作権

作品(著作物)を保護し、
作った人(著作権者)の権利を保護すること。

著作権人格権・・・著作者の精神的な利益を守る。

著作財産権・・・著作者の経済的な利益を守る。

「私的使用」

例1 アニメのキャラクター画像をネットで入手して

→加工してポスターにして部屋に飾った。

() 私的使用

→作品を販売した。

() 複製権、翻案権

→作品をネットで公開した。

() 公衆送信権

「私的使用」

例2 AKBの新曲をアレンジして

→自宅で演奏した。

()私的使用

→学校の文化祭で演奏した。

()同一性保持権

→文化祭の演奏の動画をネットで公開した。

()公衆送信権

「著作物」

新聞をHPで紹介する場合

- →見出し
（ ○ ）単なるデータ
- →ニュース記事
（ △ ）簡潔に事実を伝える場合
- →社説
（ × ）筆者の考えや意思が記されているので著作物として扱われる。

◎ほとんどが著作物になる。使用する場合は著作権者に連絡し、「許諾」を得る必要がある。

著作物の正しい利用方法

- (1) 著作権者から著作物の利用について許諾を受ける。
- (2) 出版権の設定を受ける。
- (3) 著作権の譲渡を受ける。
- (4) 文化庁長官の裁定を受ける。

(1) 利用の許諾(63条)

- 口頭でも良い。
- 利用方法を詳しく説明し、文書で利用方法、許諾の範囲、使用料金、支払い方法などを確認する。

(2) 出版権の設定(79~88条)

- 著作権者が二重に出版の許諾を与えることを防止できる。
- 文化庁の出版権の設定登録を行うことで、第三者に対抗できる。
- 出版社(出版権の設定を受けた者)は、著作物を継続的に発行する義務など一定の義務を課される。

(3) 著作権の譲渡(61条)

- 著作権を譲り受けた者が新たに著作権者となる。
- 譲り受けた権利の範囲内で自由に著作物を利用できる。

(他人に著作物を利用させることも可能)

(4) 文化庁長官の裁定(67～69条)

◇著作権者不明等の場合(67条)

著作権者と連絡が取れない場合、文化庁長官の裁定を受け、所定の補償金を支払うことで著作物を利用できる。

◇放送及び商業用レコード製作の場合(68・69条)

著作権者との協議が整わない場合等、法律が認める場合、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料相当額を著作権者に支払うことで著作物を利用できる。

許諾の取り方をマスターしよう！

著作権法63条

口頭でもよいが...

トラブルを防ぐ為に、文書で著作権者と
契約を交わすことによって許諾を得る。

著作権契約を結んで トラブルを回避しよう！

- http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html

文化庁 「誰でもできる著作権契約」

トラブル事例1 講演会編

トラブル事例2 原稿依頼編

トラブル事例3 作品募集編

著作権契約書作成システム

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_sho_sakusei.html

文化庁ホームページ

「著作権契約書作成システム」を使って
契約書を作成しよう！

(例)川口市夏祭りのポスター等の依頼

著作権契約書作成支援システム

Web system for Copyright Protection

[<< Home](#)

[イラストの作成\(ポスター・パンフレットなどの作成\)](#)

[1>確認](#)>完成

契約書作成のための入力項目

1. 依頼内容「依頼内容を入力してください」

- イラストのテーマ [HELP](#) :
(例:桜)
- サイズ [HELP](#) :
(例:A4縦サイズ)
- 納入形式 [HELP](#) :
(例:CD-ROM)
- 納入期限 : 平成 年 月 日まで
- 納入物返却の有無 [HELP](#) : あり なし

2. 著作権の帰属「著作権は依頼者に移転させますか？」 [HELP](#)

- はい いいえ

3. 利用目的「イラストは何に利用しますか？全てチェックして下さい」 [HELP](#)

- 印刷物 ホームページ

→印刷物の名称・部数を入力して下さい。

- | | | | | |
|-----|-------------------------------------|-----|-----------------------------------|---|
| 名称: | <input type="text" value="パンフレット"/> | 部数: | <input type="text" value="1000"/> | 部 |
| 名称: | <input type="text" value="ポスター"/> | 部数: | <input type="text" value="500"/> | 部 |
| 名称: | <input type="text" value="チラシ"/> | 部数: | <input type="text" value="2000"/> | 部 |

.....
あなたが入力した内容
.....

1.依頼内容

- イラストテーマ : 川口市夏祭り
- サイズ : A4
- 納入形式 : CD-ROM
- 納入期限 : 平成25年7月1日まで
- 納入物返却の有無 : なし

.....
2.著作権の帰属

- 著作権は依頼者に移転させますか? : いいえ
- 二次的著作物を作る権利と出来上がった二次的著作物を利用する権利も依頼者に移転させますか? : いいえ

.....
3.利用目的

- イラストは何に利用しますか?
 - 印刷物 : 利用する
 - 印刷物の名称(1) : パンフレット
 - 印刷物の部数 : 1000部
 - 印刷物の名称(2) : ポスター
 - 印刷物の部数 : 500部
 - 印刷物の名称(3) : チラシ
 - 印刷物の部数 : 2000部
 - ホームページ : 利用する

契約書

川口陽子(以下「甲」という。)と川口陽太郎(以下「乙」という。)とは、イラスト作成業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (委託)

乙は、甲に対し、以下のイラスト(以下「本著作物」という。)の作成を委託し、甲はこれを受託した。

- (1) テーマ: 川口市夏祭り
- (2) サイズ: A4

第2条 (納入)

1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、平成25年7月1日までに、乙に対して納入する。

- ・CD-ROM

2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

3 納入物の所有権は、対価の完済により乙に移転する。

第3条 (権利の帰属)

本著作物の著作権は甲に帰属する。

第4条 (利用許諾)

甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを許諾する。

- (1) 印刷物への利用

名称: パンフレット、部数: 1000部

協調学習

- 配布されたプリントの指示に従ってグループで学習を行います。
- 課題をグループで相談して研究します。
- 調べた結果をまとめよう！